



婦女鑑

一

9
3924
1



婦女鑑

宮內省藏版

序

爲人妻。則扶其夫。以才德爲人母。則教其子。以義方。是故婦女賢而家道興焉。人才育焉。嘗徵之古今。考之內外。各



宮內省藏版

門 9
號 3924
卷 1

婦女鑑

宮內省藏版

早稻田大學圖書館
昭 29.4.23
藏書

序

爲人妻。則扶其夫。以才德爲
人母。則教其子。以義方。是故
婦女賢而家道興焉。人才育
焉。嘗徵之古今。考之內外。各

婦
女
鑑
序
○
宮內省藏

婦女錄
國傳記所載。耳目所觸。帝王
之爲善政。英雄之樹偉勳。學
士之務業。官吏之奉公。農工
商賈之殖生產。往往有資乎
慈訓與內助。然則一婦賢否。

家道興衰之所關。一家興衰。
卽天下治化隆替之所基。婦
女之任不亦重乎。近者
皇后陛下有旨。建華族女校。
於四谷尾張街。許士庶女子

婦
女
鏡
亦入學焉。本校與

亦入學焉。本校與
皇宮相距咫尺。時臨視其肄
業。又命宮內文學。就國史及
漢洋諸書。採婦德。婦言。婦容。
婦工之可法者。著婦女鑑六

卷。充校生讀本。所以助治化
也。顧世之誨女子者。大率曰。
婉婉聽從。奉箕帚。執鍼線。調
酒食。如此而足。不知扶夫教
子。專由於學。則彝訓不可不

婦女錄
講也。德行不可不修也。物理
經濟不可不學也。書數不可
不習也。古今興廢存亡不可
不鑒也。外國言語文字不可
不解也。嗚呼。白駒過隙。寸陰

尺璧。今日垂髫。卽異日妻母。
教育之不可忽。職此之由。讀
斯書者。可以知 懿旨之所
在矣。

明治二十一年六月

皇太后宮大夫兼内藏頭從三位勳等子爵杉孫七郎撰



婦女鑑凡例

一 婦女行儀ノ淑慝。世道ニ於テ關涉スルコト少カラズ。此書和漢西洋ヲ問ハズ。古今ノ婦人傳記中ヨリ。言行嘉良ニシテ。龜鑑ト作スニ足ル者ヲ擣撫シ。以テ婦女子ヲシテ矜式スル所ヲ知ラシム。爾餘編纂ノ旨。序文既ニ之ヲ詳述ス。茲ニ復タ贅セズ。

一 婦人。孝行ヲ以テ聞ユル者アリ。貞節ヲ脩ル者アリ。母道アリ。慈善ノ行アリ。言行專傳スベキ者。今古其類寡カラズ。此書編目ヲ設ケズ。類ニ

從テ事實ヲ分載シ。行間特ニ空欄ヲ置テ。事類ノ分界ト爲ス。首卷衣縫金繼女ヨリ哈德遜河孝女ニ迄ル。即チ和漢西洋ノ孝婦ヲ列記シ。四卷楠正行母ヨリ德逸ノ詩人俄義的母ニ迄ル。即チ母道ノ事蹟ヲ類載ス。每卷大率此ノ如シ。一本省曩ニ幼學綱要ノ編撰アリ。編中往々婦人事蹟ノ模訓ト爲スベキ者ヲ載ス。今此書ヲ撰スルニ臨ミ。既ニ綱要中掲ル所ノ者ハ。其重複ヲ避テ。之ヲ収載セズ。橘逸勢女。源渡妻。山内一豊室ノ如キ是ナリ。他亦類推スベシ。

一卷中挿ム所ノ洋圖原本。歐法鉛筆ヲ以テ濃淡精描ス。而テ刻刀墨刷。和工未ダ精好ナラス。已ムコト無クシテ。而テ和法ヲ以テ複寫雕鏤ス。洋圖ノ胥ザル是ヲ以テノ故ノミ。

婦女鑑卷一
目錄
一

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 婦人、孝女、金鑑、目錄、一）

婦女鑑卷一

目錄

- 衣縫金繼女
- 福依賣
- 孝女密茲
- 齊太倉女
- 珠崖二義
- 路易斯女
- 新約克の孝女
- 哈德遜河の孝女

婦女鑑 卷之二 目錄 〇一 宮内省藏

富女

黑連窩加

百底安波

毛利勝永妻

三宅重固妻

瀧長愷妻

黑柳孝女

美濃部伊織妻

稻生恒軒妻

農夫忠五郎妻

綾部道弘妻

佐璵女

婦女鑑卷一

衣縫金繼女

衣縫金繼の女。もと右京の人おまど。故ありて
 河内國小住とけり。十二歳の時父みまかりよ
 しかば。女深く之を歎き悲しむ。爲に寢食を廢す
 る小至まり。服をはりて後母の己を他家に嫁せ
 しめむとするを知り。ひそか小家をいで、父の
 墓側小いたり。おげきささけぶお夜晝たえざ里
 しかむ。母も泣ひよそ此よゝるざし乃奪ふべし

らぬを志り。其事をバおもひやみていひいでね
 ば。是より母とともに居て。父の忌日おと小。厚く
 祭祀の禮をおこふひて。いさゝかも怠るおとな
 く。又その家のちかきあさり。に。惠賀河といへる
 河ありけるが。わさせる橋の向らぬふより。冬ふ
 いたるおと小。わたりふやむもの多けき。女を
 母と共に。年々多く。此材木をかひもとめ。假橋
 を造りて。往來の人乃便をむかること。十五年の
 久し。お及び。母ハその齡八十ふて身まかりぬ。
 此時も痛くなげきかふゝて。祭祀のおとせも

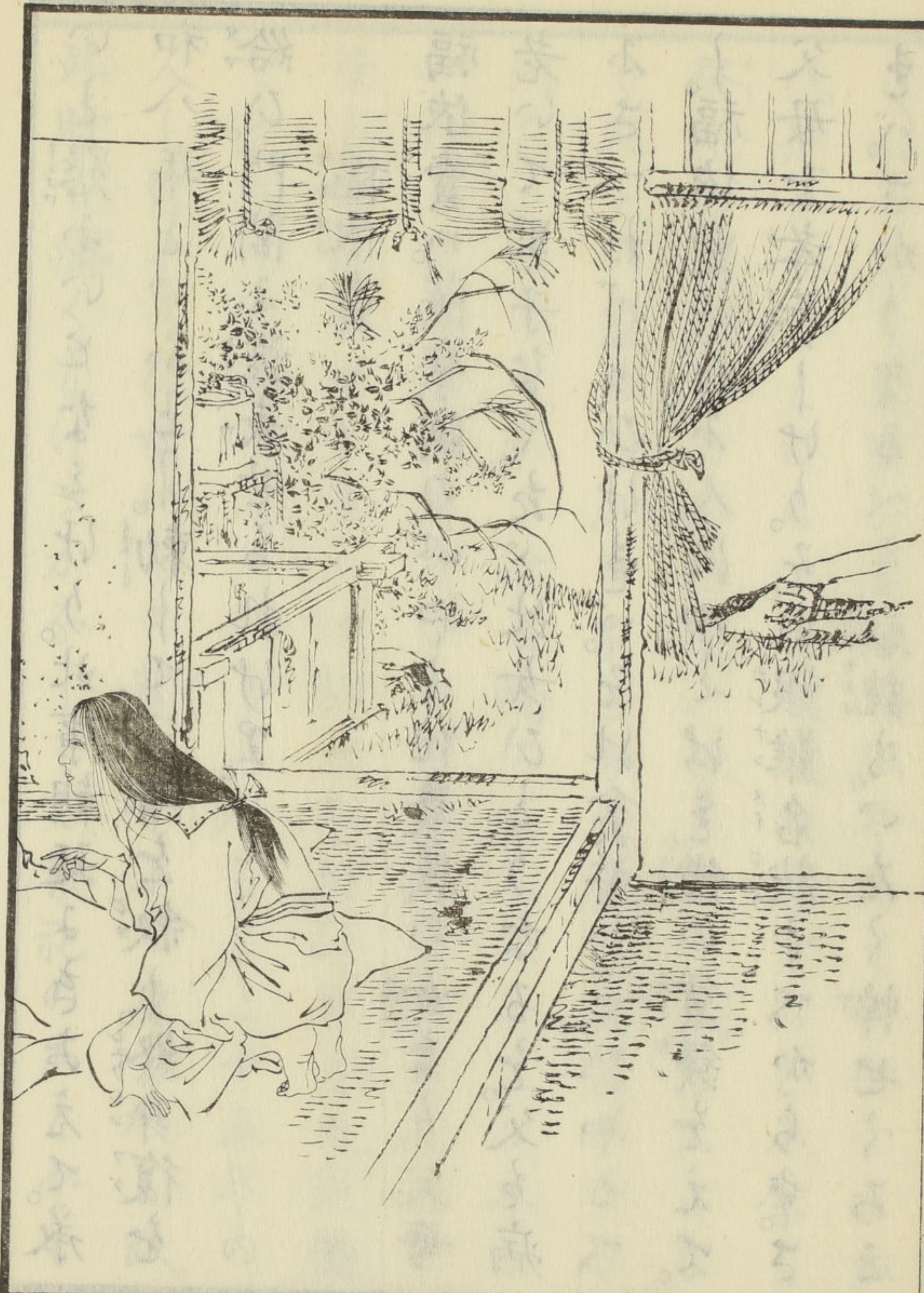
いと懇小いとなとけり。此事朝廷よきおえて。承
 和八年といふと。勅して三階を叙し。終身復を
 給ひ。門閭に旌表せられけり。

福依賣

福依賣ハ。薩摩國のいやり。農民の女なり。父母
 老いて男子なく。たゞ此女ひとりなるを。父を病
 小さへわげらひけき。此貧苦れをひやるべ
 し。福依賣はねお人にやとはは。僅の賃錢をえて。
 父母を孝養しけり。その艱難名狀すべからず。さ
 き。さかりなるべき容貌も。いたく悴せくるこ

婦
女
鑑
卷之
一
宮
中
省
藏

福依
賣病
父小
孝事
以



婦
女
鑑
卷之
一
宮
中
省
藏

けまば。えるものいをもよくおとほぬまなり。父
 病ひいいえねど。齡八十ヨハヒに至るまで。猶おらへ
 けり。福依賣くす里を索めて。いたをりやいあふ
 おと二十年ハタトセ何まり。母おほらふるもまゝオコタ怠るこ
 となし。やうわきてのみみよも。そけ身の賤しき
 又似ず。父母よほらふるさまいとうやくく。貴
 人の舉動フレもとさくおとるまどう。ほねお顔色
 を正うして。かまそめふも褻ナき情オコタるふとあうり
 きか。まけまば。その里人サトノトどもいとありがと記
 事よおとひ。狀シヤウを具して上奏せしに。やあて爵三

級をたまま里て。門閭小旌表せられぬ。おち仁壽
 三年乃事なりき。

孝女密茲

みしむ。安藝國加茂郡竹原村の農民某シノガシの女メヌメなり。
 家貧マツ志くして。朝夕の烟ケリだふをてあぬるほどふ
 るを。母をさばかり老年シノも何うされど。四肢テアシ不
 隨ガキの病にわづらひく。ま川カハおとあさまねば。み
 つねに側カハラをまなきす。こまを扶タスけて看病カンビヤウし。たの
 む衣食を減ゲンして。藥餌クスリの資シとなく。あゝるをほく
 してつらへをるを。父母いをはしお事におもひ。

是る年わらき女を。母が病の故より。家よとゞ
 めて嫁せしめざる。理ふもたふへいとて。他家
 に嫁せんことと志ひす。先し可と免みしをこ
 しもき。ひきぬさまなきは。母あまをなげきて。
 わら身かく病の牀にあまいて。一日も汝乃看病
 よ何げうらざれば。さぐすあし何をまど。されど
 そのお急よよりて。い法をかざりともなく家に
 おく。あし乃安のらで。病もそはるころちすれ
 ば。いのでことが事をばねをひきて。身のよをが
 を定めよと。切にきくめをきは。いなびつをきて。

ある家よ嫁しぬ。さて一月はかりありて。夫の許
 を得。家よ歸きてふと。び母の病に侍し。寒暑此
 を里に志たがひて。あまを扶助す。何る病母の
 髪のはだきとるをさめ。身に何かづけるをえ
 てい。ゆあせしめなど。よるひる急らざるあし
 二十八日。一日のおとし。この時女のとし。い
 よ四十四歳ふて。病母は六十四歳ふとなきりけ
 る。かゝりければ。此事領主に聞え。米若干を賜
 たり。賞揚せられり。そのわらりの老人ども。謂
 ひける。おほよそかやう乃病にかゝりて。壽

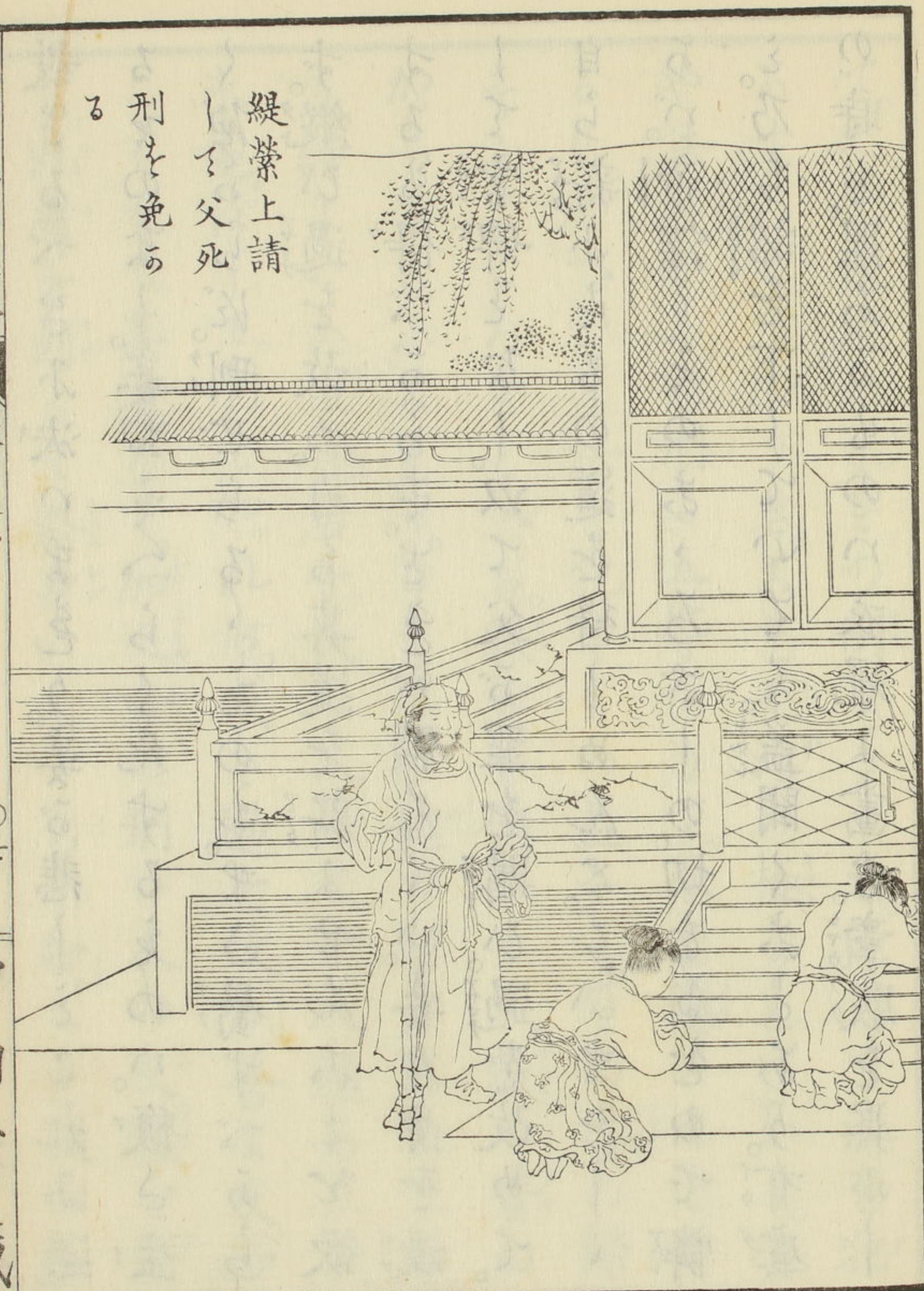
を保つこととえざるものなるに。かくのおとく
の法病母が長壽せし。またく女の侍養宜小か
なへるゆゑなり。さきばとく久しく病蓐あり
あざら。さばの里の氣力もたとろへず容貌もみ
ぐるしあらず。これそのあふしあまるとぞかとり
ける。

齊太倉女

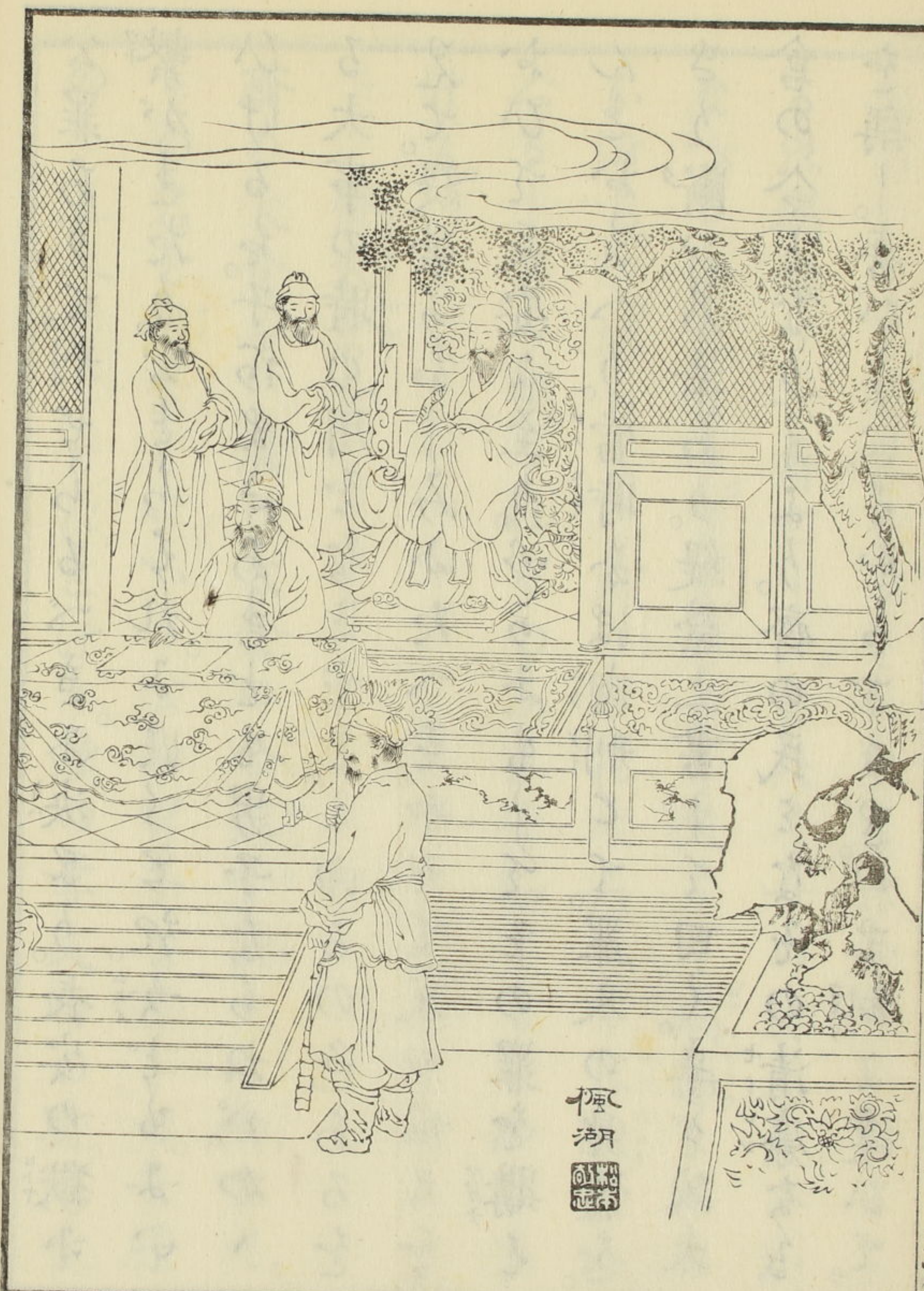
齊の太倉女。漢の太倉の令淳于公が少女にて。
その名を緹縈といへり。公を男子なくして。女子
の五人までをたきけり。漢の孝文帝の時。淳于

公罪ありて。刑せらるべき小決まり。長安の獄小
繫がきたり。公とらまれよ法と記。女どもよい
ひけるを。子阿まよあまども男子ならねば。か
る大事の時の用をなさずと。ゆるの色あるを
えて。緹縈あしみふたへぞ。やがて父が何とを
おひて長安に至り。みあふもその罪を購も
んとおもへり。當時は肉刑とて。罪人の身體を
さり断つ乃法あり。緹縈上書して曰く。妾が父太
倉の令となりしより。齊の民となその清廉なる
を稱し。喜びしに。よからざりき。いま制と違ひて。

緹縈上請
して父死
刑を免る



婦
女
鑑
卷之六
〇七
宮内省藏



楓湖
印

婦
女
鑑
卷之六
宮内省藏

殺さるべき小決キキのまきり。妾メカの悲ヒこれ小過
るレのレなレ。妾メカおレへレらく死するものハ。復ヒと生
くレ復ヒのレらレだ。刑ケイせらるレ。そのレをレまレ小屬グクすべレあら
ず。縦タトひ過ヒを改め。自ら其道を新アラタよせんレおとを欲
するも得ウべレあらレず。さレまレば願ネえレくハ。妾メカが身を没モツ
して官婢クワンビとなレ。以て父ウチの罪を購コウひ過ヒを改めて。
自ら新アラタよレまレるの道を得エめんと。こレひまをレ、
あレバ。帝ミカド深くそのレおレろレざレの切なるをめで憐
と。乃ち詔ミコトノリを下シていレてレく。盖ケカシ聞クくおとあり。有イウ虞ダ
の時を。罪あるものハ衣冠イカンよ畫エき。章服シヤウフクを異ヒ小

て。之を衆人シユジン小示シまの制セイなりレを。民タチえて法を犯
あすおとなかりき。おまレ至治シヂの極キョクなまレばレあり。今
や法ホウ嚴オンか小。肉刑ニクケイよ五等ゴトウありて。惡アクを懲コウさんとレま
るレも。かレつレつレ法を犯すもの益多キチカ。その咎トガの歸
まレるレこレろレをレとレんレ。朕チンお不徳フタク小して。教ケウの普フね
からレざるレふレまレり。こレまレ甚シど媿カづレ復ヒきレ至シりカ
り。詩シよレいレふ。愷カイ悌テイ君子。民之父母と。今人過あり。教
未施ミセばレて。刑ケイを加カれレ。或シも過を改め。善ゼンよ反ハむ
とするも。其道キダウなレ。加カ之レ今イマの刑ケイハ人の支體シタイを斷
ち。肌膚キフを刺キガして終身シユウシンいレえレざレらレむ。こレまレ朕チンお不

徳の然らむむるところふりて。痛まらきかぎり
あり。かくても民よ父母たりといもるべき。今
より後を宜く肉刑を除きて。鑿顛の髪より。抽
脅の答よかへ。刑足の鉗ふふべし。と詔ありけ
れ。淳于公遂に死刑を免らせけり。これ緹縈
の一言よて。よく聖主の意を感發せしめしなり。

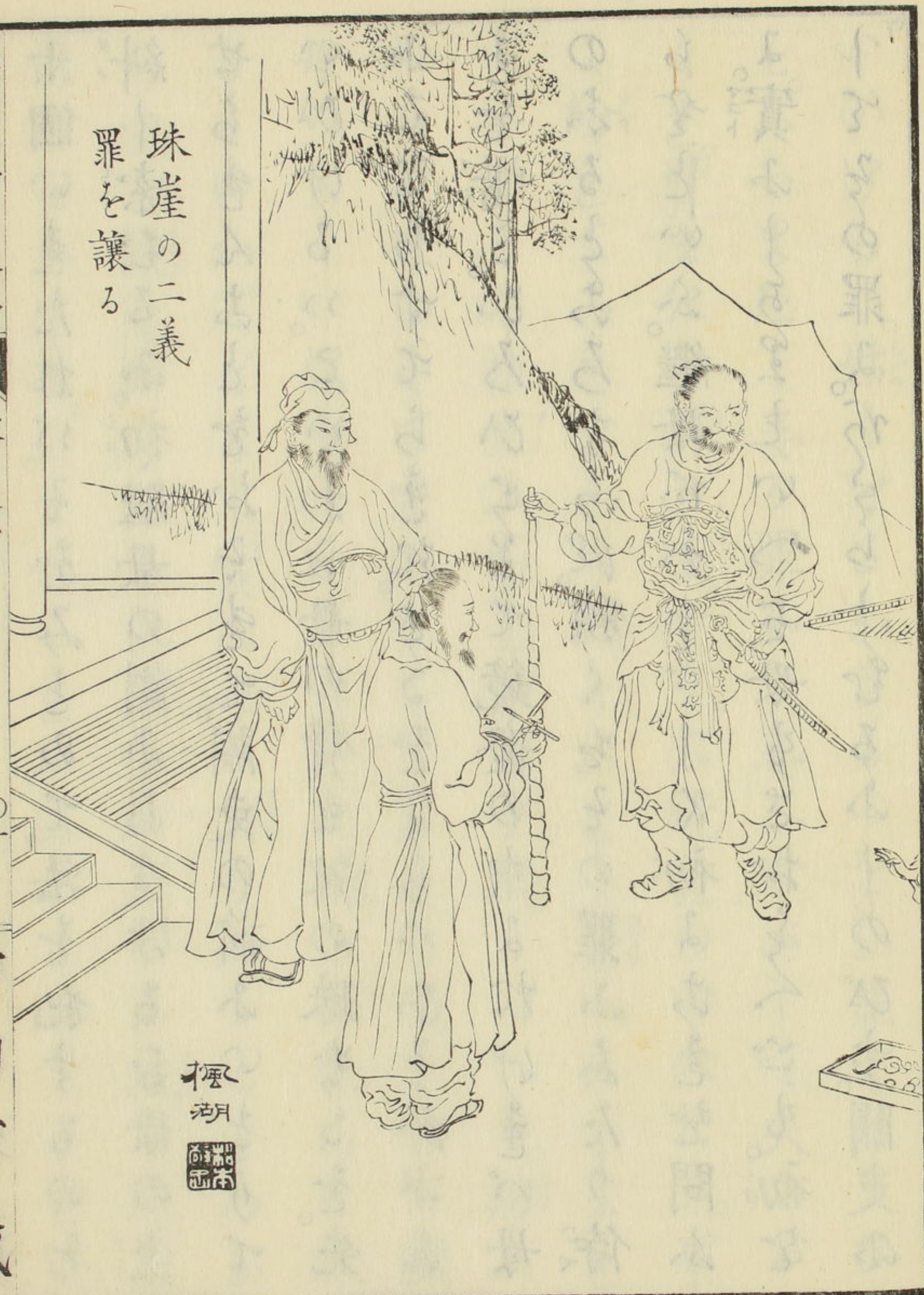
珠崖二義

珠崖といふとあるの令の後妻と。前妻の女の初
といへるとの二人が行ひを稱して。二義とふん
いへりける。珠崖といへるとあるは。珠を産ま

とあるなりけま。初に繼母。そこは珠の大いな
るをえらびとりて。臂をたとなんしける。偶令病
死して。喪を送るのと。た。さべし珠をえて海關に
入るもの。死刑を行むるべきの制あるを志れ
ば。臂をたの珠をばおとごとくむなちきてけり。
さるを繼母の所生の子の九つばの里あるが。こ
ころなくそを拾ひとりて。母の鏡奩の中に入れ
置きし。知るものもふりけり。かくて喪を送
りて。關にいたりけま。關吏法の如く人々の携
ふる物どもを改むる。繼母の鏡奩の中。珠數

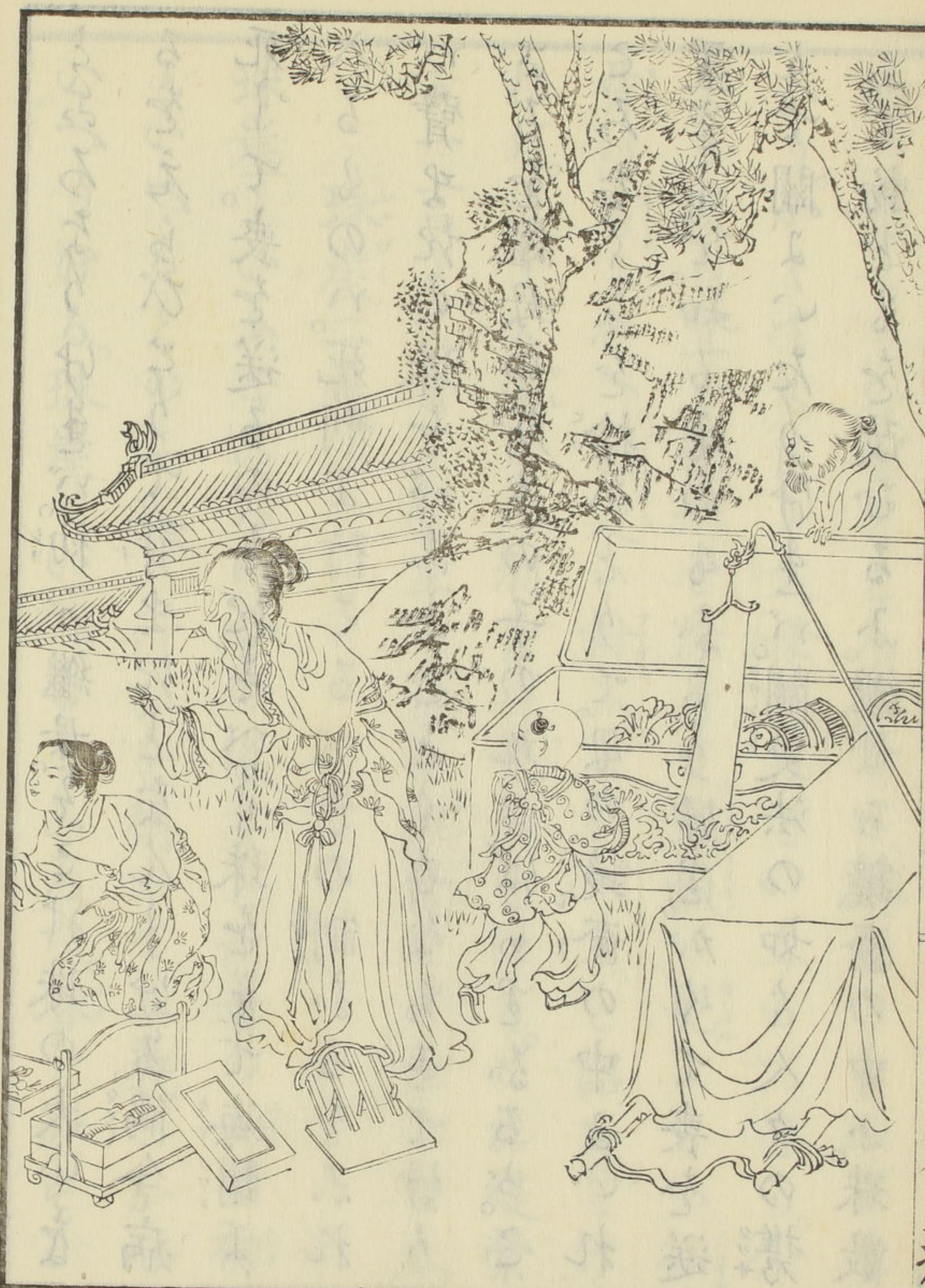
婦人鑑 卷之二

珠崖の二義
罪を譲る



楓湖

宮内省 歳



婦人鑑 卷之二

宮内省 歳

十個いまたれば。そをみとめて。法を犯すものを
糾ツクし索モトむる小。初レヨ繼母の側小ありける小。母の坐ツミ
せらまんとおとをおそきて。關吏の前小いをりて
いひけるハ。こいわお母の臂ウデまじの珠タマなるを。先
小まなちすてらまじ。さるをこらハひそか小あ
まを惜コシこ。ひろひときて鏡奩の中よたけまじ。母
の志るとあるならん。願くをその罪小あたり侍
らまといふ。繼母阿わまじく初レヨよあまを問ふ
よ。實マコト小しあまといへど。母もさおとくごも。初レヨを
してその罪よ。阿ららしむる小しレのびず。關吏小

いひけるハ。姑レバくをさあきものをあ罪したまひ
そ。あままたく妻が罪あり。妻不幸小して夫小お
くま。臂ウデまじを解トきて。かりに鏡奩の中におき。事
よ紛マギきてあまをわすれ。そあまタチ携タテへおしなま
バ。妻こそその坐ツミ小阿まふべとれ。といへど。初レヨあ
からむ。母のまてたるどとをたるなり。やると繼
母のまくいはるるハ。まらハミナレテ孤ミナレテあるをあまれ
まのわざどあり。實に母の與アツカり知るとららあ
らず。と涙ナミダをがらにそれ罪をかたと小被カウフらん。と
阿らそふさま。いと阿まを小あふしレかまげまバ。

關吏等もその罪を決めかね。筆をもえとらでた
 めらひけり。關吏は長もいとおとわりにおぼえ
 て。とも小涙よ袖を志ほりつゝ。さてゆふやう。こ
 ろたとひおのま公の罪を被ふるとも。かゝる母
 子の義あるものを。罪びとゝなすこと阿たせず。
 そのうへ相讓てかく此如くおまは。いゝで孰う
 是ゆげまか非あるとゝらむ。と遂は彼の珠をば
 棄て。母子を釋かへ。くわ。母子かざりお
 くよろらび。家よあへりて後。むすめて幼児の
 わざちり。おとどば。まり。とど。おまより後

世よおの母子を稱して。慈孝二義といよべり
 なり。

路易斯女

路易斯女は。法蘭西の人なり。資性温厚篤實ふ
 て。才智さへあまけまは。いと幸福あるとのあり
 とぞ。人おまをうらやま。せのほど二十むか
 りふもなりぬまは。なべてい美く。粧をひ。管
 絃を遊び。宴會の席ふつらなるを事とま。履きを
 里なるふ。不幸よして。その父年既よおいて。病よ
 わげらひ。終ふ盲者となり。かむ。路易斯ハ深く

路易斯女
盲父を慰
藉に



會山園



婦
如
金
卷
之
一
宮
内
省
藏

婦
如
金
卷
之
一
宮
内
省
藏

あまを歎きかなし。こが身のうへをば。萬の事
を棄て顧みむ。遊樂を斷ち。宴會と辭して。ひとふ
るよ盲父を扶持し。暫しの間も側を離さず。其心
を慰むるといふ。おのまの樂としきり。さるゆゑ
よ。父を一行歩せん。おとを欲まきば。おまが杖と
なりて。庭園。野外。ふあゝるのまゝ。に逍遙せし
め。道をのら。あゝよも。田野あり。豊饒なる。収獲あ
るべし。かゝこい。麥畑。よて。小麥あり。燕麥ありて。
いま正。穂よ。いづる。はさか。りなり。おど見るも
の。おほく。その。あま。さま。を。委曲。り。たり。聞。る。

せし。あま。盲父も。まこと。や。ふ。その。もの。を。目。よ。え。る
おとく。おが。え。る。め。と。ぬ。お。と。を。ば。患。へ。とも。お。と
ま。ぎ。里。を。り。偶。舊。好。の。友。など。宴。會。遊。樂。の。筵。よ。伴
を。む。と。そ。の。の。す。ま。の。あ。ま。を。ば。その。厚。意。と。謝。し。
おとよ。く。答。へ。る。い。ふ。や。う。わ。ら。い。を。い。で。何
を。む。誰。あり。て。の。盲。父。を。扶。け。や。し。お。ひ。侍。ら。む。
いま。い。ま。の。身。も。心。よ。ま。ら。せ。ぞ。み。ゆ。る。た。ま。ひ
ね。と。程。よ。く。お。と。わ。り。を。れ。ば。誘。ひ。し。もの。も。ふ。こ
た。び。あ。ふ。る。事。と。い。え。せ。ざ。り。け。り。か。く。て。歳。月。と
ふ。ま。ど。も。その。志。更。お。撓。む。お。と。なく。つ。ね。お。父。の

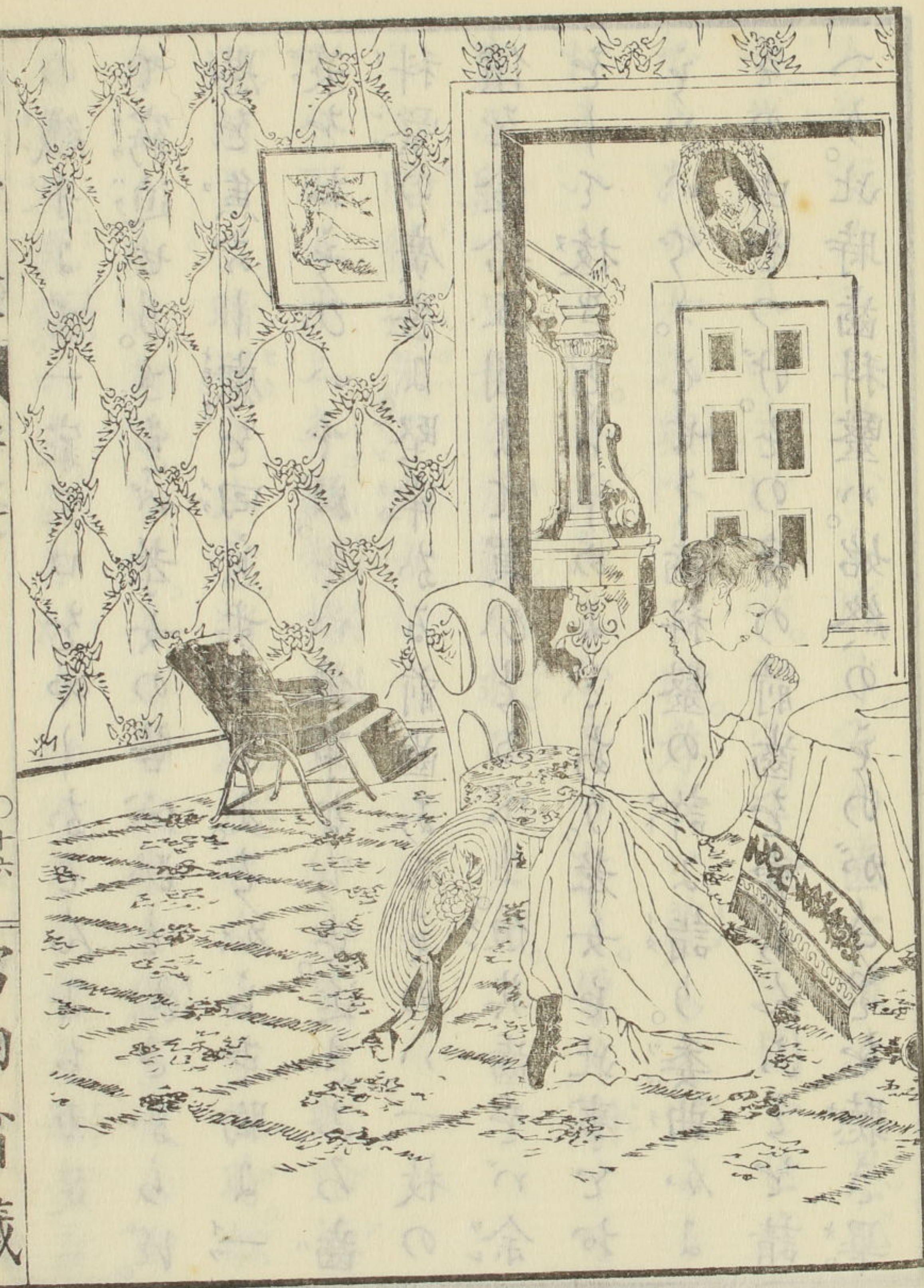
かゝる不侍して。それあるを慰め。絲車と轉
すも。うたふと唱ひ。いさゝかも憂ふるいろ
なく。よそめよいいと何をもよみゆきと。路易斯
はたゞ父の意に従ひ。その喜をやぶくたのが喜
となんおとくり。その後父を法ひよ身まの里
ふし。いさくちげきあきて。悲愛の情も
おとに深く。そのまことと何らはしけり。

新約克の孝女

一千七百八十三年の冬。寒氣殊小甚しく。米國
の新約克の府民。おしるべく困難を極めたり。

中ふもいとあまきある。親子三人のうらゝ小
て。いと貧しき家あり。父母八年をでふたけて。お
いくづをれたまは。常だふもいさむる所多ある
を。ましておの嚴冬に際して。少時のやども火
の氣なくして。過さべくも何らせ。さりして食物
を調ぶる薪炭も事なく。ばの里なまは。寒さを
凌ぶんまべなかりけり。さるをその女を年おや
若けきと。天性孝心深くして。毎に風雪を厭むを。
その身を役して。いさゝかの賃錢を得。おまを食
物薪に代へ。父母を養ひし。おまをこゝ一女子

婦
女
鑑
卷
之
一
宮
内
省
裁



〇十六



孝女齒
科醫の
恵を受

婦
女
鑑
卷
之
一
宮
内
省
裁

西
山
密
印

の織手にて。一家三口をやいあそんよを力足ら
で窮迫せり。さまい孝女の苦心ひとかたならぬ。
思を焦おし慮を回らすやどふ。まからむ胸よ一
策をおとひいぬ。そい他事ならぬ。近きおる齒
科鑿の廣告よ。堅牢なる前齒あるそのハ。一枚の
價を金拾五圓よて買ひとるべし。但其齒をば余
をして抜きとらしめよとあり。孝女を此事とお
とひいぬ。ませし齒科鑿の許し詣り。委曲かよ
その由をつけ。その身の前齒を賣らんふとを請
へり。此時齒科鑿ハ。始終のそのがとを聞き畢

りて。深くその孝心よ感ず。その齒を抜く小忍び
ず。共よ涙よらまけるが。やめて金拾五圓をとら
ぬ。その女小與へしあは。孝女ハ夢あとはのり
おしいをぬた。喜ぶあとかぎりなく。厚く謝して
家よ歸り。父母の危難を救ひしとぞ。

哈德遜河の孝女

千八百五十二年。顯利格來號といふ蒸汽船。哈德
遜河よて。暗礁よふま。將よ沈没せんとする時。船
中よりも火おこりて。多くの人水よ溺ま火よや
あきて。死傷いとおなかりけり。そが中よ母子と

おがーき女二人あまげるが。かゝる危急のと紀
ふあひく。せん便をいらは。みるく命をもちむと
さるを。水手どもの一人が。ちせ來りていむく。お
のま力を竭して救むとおそへど。いあふせん
身ひとつまで。二人の命をば救ひおたし。二人の
うち孰をり救むんといふ。二人の眞の母子かり
けまば。その少女のすこしもたぬらまず。いとう
ましげふて。母も別まを告げ。身とをどらせて水
中も投りしる。母が命いたまかまけり。その後
死屍をたづねいざして。何つく葬りしる。さく人

見る人袖をしぼりて。少女が至孝の心を感賞せ
ぬいなりまけり。

富女

富女い。大坂松屋町の紙商某が長女なり。嘉永元
年七歳ふて父を亡ひ。母の手も鞠むる。兄をバ仁
三郎といひく十四歳。弟二人の四歳と二歳ふて
いとをさふけまば。母の手ひとついふく。紙商ふ傍
らふ。金錢の兩替などしてくらしけり。其翌年の
秋。何る夜強盜ありて。三人各刀を抜き。戸を

蹴破りて家内に入らんとするを。母の疾くをの
 わとをさくありて。幼児を懐ふ。裏口より遁を
 さりぬ。兄仁三郎も繼ぎて出んとせしを。盗等お
 をと捕へ。金錢のありかをとへよ。と責め問へ
 ば。仁三郎詐りて。わきの此家の奴僕をまを。たえ
 て知らずといふを。盗どもいさずバかくぞと。刀
 背と以て二ツ三ツ撃ちけまを。其危きおとかざ
 りな。富女おと。い。やうく八歳おなをけるが。
 此状をみ。驚き悲し。と。豫て親しき人々より。歳
 費などいふ事ふて。贈與せらま。小玉銀入を置

きたる小囊と取り出で。弟をバ後またせ。白刃
 の下に走せより。金ほくくおを坂参らせん。そ
 の代りに兄とバ助けたまへ。さるおても許さま
 とかなもすハ。其かまを我をお返してよとい
 ひられバ。盗等互に顔見合せて。世おをやさしき
 稚子もあるものか。いのであををあるすおを
 乃びん。釋し。はのちす。扨して。それおくに。ち
 きりけ。是歳官一人の盗を捕へ。糾問を。小
 此事と謂りい。を々を。即ち富女を召して。其始
 終を問ひ。試むる。盗の口供と符合せり。よをて

その友愛の誠を賞し。白銀若干を下賜せらまぬ。當時その聞え高かきをば。此地の富商炭屋彦兵衛といふもの。養ひて己の子とせりとぞ。

黒連窩加

黒連窩加といふ。蕪格蘭の坦弗來の近きあたりにまゐる。愛恩額黎といふもの。長女なり。父身まの里々後ハ。節儉勤勞して。母と妹の以撒伯拉といへると養ひける。尋で母も亦身まありみしむ。その後ちひとふる。妹を親愛して。まの妹の爲ふハ。母ともなり。姉とをなす。他事な

く教養よくを竭したり。あくて程ふふら。以撒伯拉故ありて。他人の子と殺しつねに。其罪よよりて。裁判所よ拘致せらま。糾問と受きける。時。黒連窩加も。證人ふと呼出さまぬ。さまをその歎きひとあたらふ。おの時一人の狀師ありて。黒連窩加を教へける。曩は妹女が豫てみさか。かの準備もさあ。か。又ハ。卿おむらひて。それ等のよしをほご。らを。おとな。何ら。そのと。いと審理官よ。いへ。そ。然せば。妹女の罪ハ之。とりて赦さるべし。と教へさ。とける。黒連窩加曰

く。わらむおいてい。のをおも詐偽を構へく。罪を申ぬるも本意からず。たとひ結局もいのお決まらむ。一おわらむが良心お従ひて。誓言をいどぞ答へをる。かくて最後の判決に至り。以撒伯拉ハ有罪に決し。死刑の宣告をうけぬ。然るも蘇格蘭の國法にて。罪人處刑の宣告を受くるの後。六週間を経過せざる。之を實行するおと能まざる。定規なき。黒連ハ此間ハいのおもして。妹の命を救ふとおもへば。刑名宣告此即日。歎願書を作り。旅費を人お借りて。直に發足し。夜

を日に繼て倫敦に到着し。亞該爾侯潤氏の家にお造り。歎願書を呈して。妹の罪宥めらるることとを請ひし。候を深くおきを憫み。爲し力と盡して。速にお赦罪の令を得て與へらまらむ。黒連ハ深くその恩義を謝し。大にお喜び。やがて蘇格蘭にお歸り。妹を九死の中にお救ひいごせり。かくて後以撒伯拉ハ。人にお嫁して安樂に世におくまける。よ。い。姉ハ非常の盡力おまかりて。危難を免られし。再生の厚恩をい。片時もわまる。おとなく。回的哈云よ住居して。とほく隔たるる時

毎年のあらむ一塊の乾酪を姉のせやまおく
まて。其誠意表せりとなん。抑黒連の性行潔白
の女子なれば。以撒伯拉が罪辟は罹りたるを耻
ぢ。おのせ爲小盡力せし状をも。人又謂るを好ま
ず。問ふ人あまば。おまを他事小託して。あへく言
まざまば。おまら此と末を詳悉する。そのハ。絶
えくちのまけり。さるを或時事の法いで小謂ひ
けるハ。わま妹の危急の時にあをりて。亞該爾侯
は謁するおと救えしハ。全く神の賜りて。これ此
時を失ひしならむ。妹の一命を救むんことハね

とひもとらず。とどろり。おの黒連ハ。終身清
貧不安んとて。むさすら正直勤勉を守りけまハ。
身まのまて後ハ。その郷里の愛恩額黎の。圭安河
畔なる寺院に葬らむ。後斯格多氏爲小墓と建て
事跡を勒して。不朽の傳へたり。その碑の畧ハ曰
く。これを碑ハ。一千七百九十一年に歿したる。黒
連窩加の爲に建るところなり。抑此婦人の微賤
なるそのなまども。終身を此道德の崇まハ。小説
の書に載るる所の。熱尼任の品行は肖て固く正
直を守り。其妹の生命を救ふの時おおいても。猶

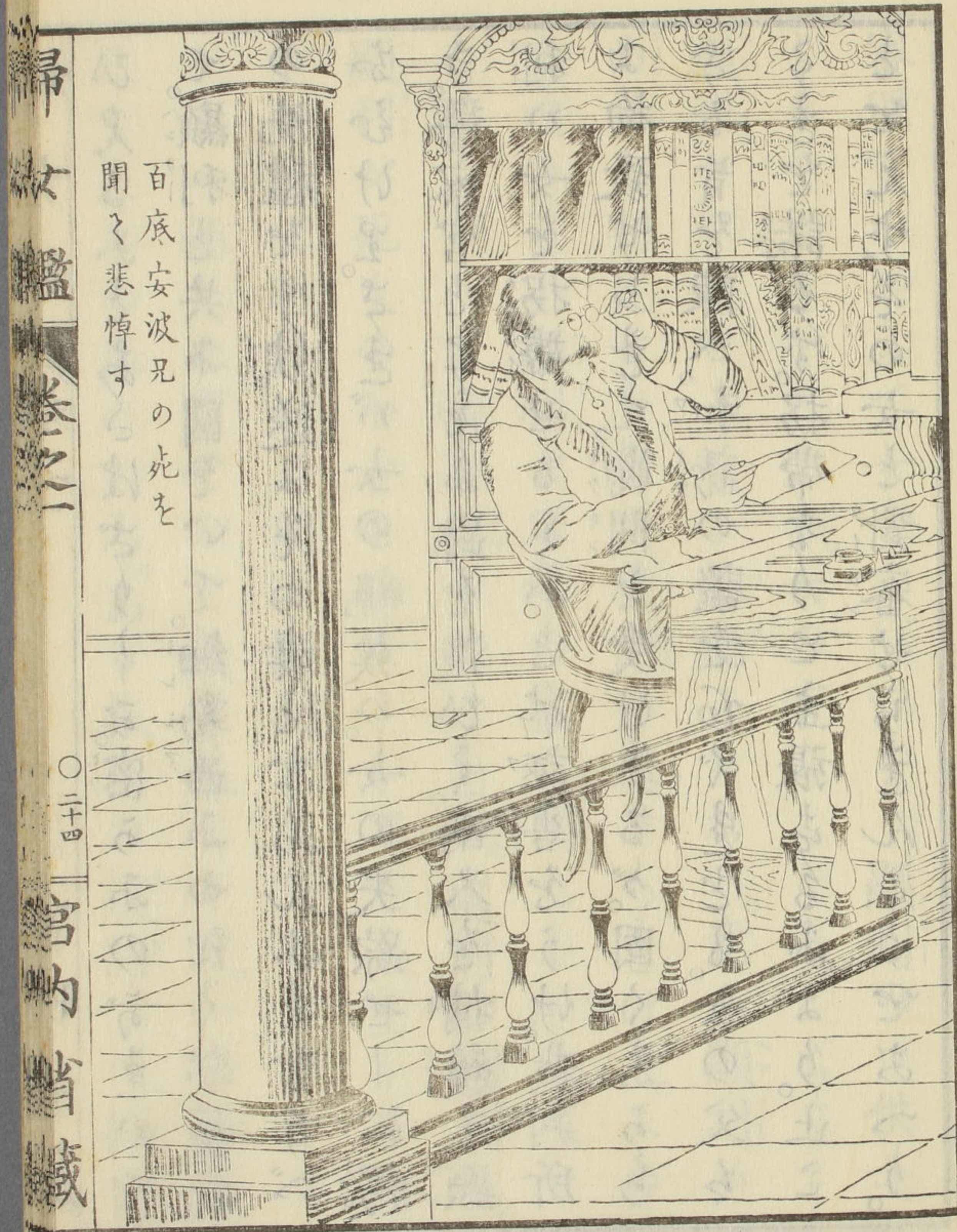
婦人傳 卷之二 〇三十一 宮内省藏

その性情を枉げず。躬ら萬苦を嘗めてその志を遂げ。友愛の誠と。剛直の實とを顯せしむ。歎賞せざる所あり。所せれ多くの人々。あの碑文を觀て。其友愛誠實の徳を尊敬せよ。とぞありつけたる。

百底安波

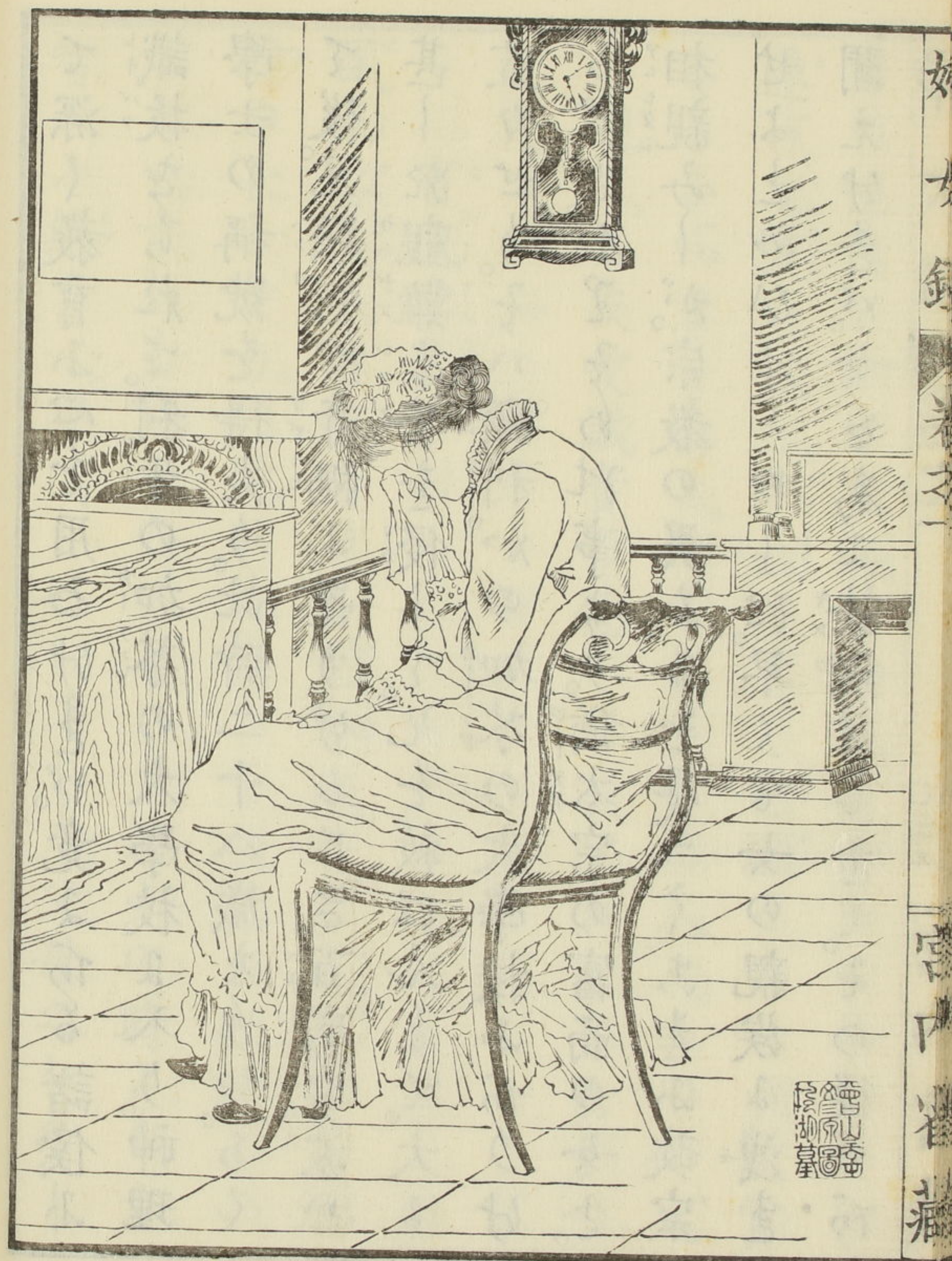
百底安波ハ。徳逸國の。丟克奔の。いと富饒なる酒肆の長女なり。同胞四人ありて。長男の顯利といはる。すなわちその兄なるを。幼少の時より才智人小絶えて。學問を好む小とり。父母之を愛し

て深く教育小心を用ひけむ。竟も何る諸侯小識拔せられて。利牙の加芬の大學校に入り。神理學士の稱號を得たり。此時二十八歳なり。かくて後。兄顯利が奇禍に罹りけるとき。百底安波ハ甚しに艱難辛苦を侵して。兄を救はんとて。大に盡カセり。その顯利かの加芬の大學校小ありけるほど。かゝる事より。猶太宗の富商の女と。相親みしが。宗教の異あるを憂へ。おま小改宗せよといひす。めしに。早くも女の親族に洩れ聞えけむ。女を爲よ禁錮せらむ。その後何



百底安波兄の死を
聞て悲悼す

婦
女
金
卷
之
二
〇
二
四
宮
内
省
藏



繪
山
堂
藏

婦
女
金
卷
之
二
宮
内
省
藏

ひるるふとあるはざりし。密ヒソカのふのふきいで
て。顯利ケンリと共小國をいで。細勒シヨク西アふゆたう耶蘇教
の洗禮をうけ。遂スよその妻とならんおとせうべ
おむけ里サトさまバ女の親族の。女の失踪せしに愕オドロク
き。警察官ととも跡を追ひく。兩人を捕獲ホツゾクし。顯
利ケンリの女を拐帶カイタイせるをのこし証告コウコクをうけ。裁判所
よ拘致コウシせらまて。鞫問キウモンを受けくるが。固くおら
ざる旨を陳べ。和誘ワユの證を何ぐまども。女の父を
こまを諾ウチナます。拐帶カイタイなりと主張するふより。止こ
とせえず。その女と對審タイシンせらまんこととせおつり。

審理官ハやめて女をよびひをし。顯利ケンリの口供小
よりてこまをとふ小。女の言ふところ。ことごとく
顯利ケンリが口述せし旨小齟齬ソゴしなれ。竟オシは顯利ケンリハ
曲者キョクシャと判定せらまて。徒刑トク小處せらまけり。おの
事はのふ小顯利ケンリの父母の家は聞えしかむ。人を
ませし事の事情を探らせけまど。處刑の顛末テントマツも。
顯利ケンリが死生のやども知るここととせえ。空しく六
年の月日を経ぬ。其間小顯利ケンリが父を己ミよ身まり
り。母ハ朝夕此事とのと歎き暮し。ある。一千八百
三十三年の春のおる。ある旅商の談話タンワして。顯利ケンリ

ハ西伯利シベリヤの巴林加バルジクありて。苦役せらるゝを
 をき。且喜び。の川おどろき。家族うちよりて。こ
 きを救ひいごその方法を評議しける。速く親
 族のうちより。魯國の彼得堡府ペートルスホルクに赴き。警察官に
 請ひ。顯利シベリヤが現狀を詳知し。魯國皇帝に歎願し
 て。赦免を乞ふ。あつと。その使に充つべき人
 をえらぶ。次男の家を嗣ぎ。己に妻子もありて。
 老母の頼む所なき。須臾も家をいげらるゝとあ
 たもす。其次の妹を即ち百底安波ベチリアムボスなり。坐をま
 きて。これ重任ありたり。家兄の艱難を救むんよ

と乞ひたり。母も最いとほしき事とおもふと。
 他におまゝに代ふべきものあらねむ。その乞ふ所
 を聽し。許多の旅費を給し。用意をさす。のへて。必
 ずありしめけり。百底安波を。わや兄弟ハラクにわらうま
 て。まみなまきし郷をたもちいで。目をかさねて魯國
 の都にゆき。はきし。おあし年の六月の初旬を
 りき。なると警察官になげきおひ。兄顯利が事
 につき。そ乃裁判の顛末と。配流の地方などを聞
 じ。そきより歎願書をはくりて。内務卿におま
 え。情實をのべ。兄が冤枉を訴へし。理非依い

如女金卷之一
宮内省藏

さず斥けて用ゐらまねば。その苦心ひとよこあ
らず。百方心を配り。力を竭せども。誰ありてま
ゐるべくもあらざりけり。さきどおをひやむべ
きおとならねば。遂お意を決して。皇帝陛下は直
訴せし。川の守衛兵は支へらまて。志を果さ
ず。むなしく心を苦しめて。日數を経るはどふ。は
らざりた。此事皇族耶來斯は聞えし。深く
百底安波の友愛の情を憫と。其朝服を貸し。何
へ。詐稱して皇帝陛下に謁せしめけり。百底安波
は。お始めて日比の愁眉を開き。侯の教は從

ひ。皇帝は見ゆるおとをえ。まづその罪を謝し。
次は顯利の冤枉を陳べて。赦免を請ひし。おや
て皇帝の赦しを得。その厚恩を謝して。旅宿はあ
つりし。お。ゆく程もかく赦状を得し。直は顯
利の配所。西伯利地方をさしていで。あちけり。こ
の西伯利といふ。魯國の都府を距ること數千
里。おれ。其間無人の曠野を過ぎ。豺狼の栖を犯
し。千辛萬苦を嘗め。日數を積て。やうく八月の初
旬は巴林加城は達し。心中ひをか小兄と。おひみ
るの近きを喜び。直は城守はあひて。皇帝の赦令

歸女金卷之一
〇二十七
宮内省藏

を傳へ。兄顯利を渡さるべしと請ひたり。さるを
 憐むべし。顯利の服役するおと。殆ど五年なりし
 所。身心大に疲勞して。足は腫物を發し。是を為遂
 よみよしと病死せり。と謂るを聞き。愕くおと
 のざりおく。悶絶して地は休まらざ。志むし何り
 て我は還り。氣を勵して。その存在のをわの事と
 ばおちおくきききき。まゝ顯利が置き置たる
 ものねどを乞ひ受け。涙は袖を絞りつゝ。此地を
 むちて。復び彼得堡へ赴きし日。日ごらの苦心と。
 風土の異なる。顯利の死とよ落膽せしめて。不

慮の重症に罹り。一命ふもかゝはるほどなりし
 所。辛うじて死を免る。顯門貴族の愛憐を享け。
 皇帝の優待を被り。十月の初旬ふこゝをたちて。
 郷里にかへりしとあり。何れ百底安波よ。百折
 不撓の精神を以て。遂はその兄の冤枉を伸べ。こ
 の使を全うせし。不幸にして期は後れし。是
 を徒勞と云ふべし。その友愛のまこと。千
 載は傳へる不朽の龜鑑となせり。

毛利勝永妻

毛利豊前守勝永ハ。豊臣氏譜第の臣ナリ。慶長五年關原の役小西軍小屬して。徳川氏と戦ヒ。軍敗れて後。土佐の國へ配流せらる。妻子と共に會らざり。同十九年のある。大坂籠城の用意専らなるより傳へ聞て。その妻よ謂り。わき武運法さなくして。かく配流の身となり。罪なき妻子まで。憂きめをえらるること。みなわが過なり。今ハ心よね毛ふことあれども。辭をいづ。がし。と泪をぐ。と謂わらば。妻これを聞て。ねほよそ人の妻として。よきもあ。きも夫よ隨

ふをえて道とす。とを承り侍れ。さればい。はうりき艱難よ。いであふと毛厭ひ侍らト。何事おまれ心おきなく謂わ給へ。といとす。お。夫の心を勵ま。け。勝永よろこびて。わ。る。われ武門の家よ生れな。武名を驥して祖先の名を辱しめ。おのま。孤島の波小沈まんこと。ふらちを。さればい。あ。てこの島を。大阪の企。存亡を共よせんと思へ。今。を。あとのこれる妻子ども。必國主の爲よ囚となり

て。うきぶ上の憂目をやうさぬべき。そきとねを
 へば心の中決一。あ的事いふに問ひら
 るふ。妻強て曰く。そはそとより願ひしきことふ
 らそ。いざとくこの曉も船出して。武名を後世よ
 かどやの給へ。といさむるよど。勝永意を決し
 て。直も小艇小棹さし。大阪に至りて籠城しけり。
 かくて大阪落城の後も。勝永の妻子をば。その節
 操ふめで。罪をられず。終身國守の優待よあべ
 りりて。餘命を全うせしとぞ聞えし。

三宅重固妻田代氏

三宅重固尚齋と號へり。その妻田代氏也。あつて
 孝貞の聞えあり。夫尚齋の文學を以て。武藏國忍
 の城主阿部正武の世子の傳よて仕へけるふ。そ
 の主の行迹のよのらぬを歎き。あきを諫めて罪
 をえ。禁錮の刑よ處をられし。家をひづるふあ
 りりて。老母と二子とを其妻よ託し。金貳拾兩を
 與へてひひをるい。これよて老母を奉養し。二子
 を鞠むて。めめ忽あせふ事ること勿れ。とてやあ
 てわられし後。三とせを經釋されし家ふかへり
 一をり。田代氏あねて。あづかりし金をいざして

夫の前よおき。こちかく申るを多あまそん時の
為よとて。ひさくあるを法ひやり侍らず。をさめあ
るつとひふよ。尚齋いま怒りて。あくこの金を
貯へおけわいわざりてい。母への孝養いおとひ
もあらざ。さあを法らきめをやみせまぬらせつ
らん。汝不孝の罪さわりあふ。こひひまをいなる
よ。田代氏あちを正して。徐あふのべなるを。そ
はさおをひあまそんを理なり。されどその故こ
そまべれ。わあ夫囚われの身となり給ひて後ち。
そ此妻子として。ひあであら一日も安穩よい過さ

るべき。さればわられぬらせて後ち。人ふ備え
れて。裁縫小。洗濯小。ひあかる賤業よも従事をさ
ること好く。その賃錢を得て。母君小い何事もた
らまぬことなく。十分よ孝養を法く。わあ身と
二子とい。冬を綿衣を身小つをき。夏を蚊帳を室
小あれず。艱苦を甘トてこの三年をば過し侍り
き。さてあるこの金をばあく貯へた支てあへ
るつれ。あ外らむ何やいとあねをひをるひを。と
あわしやうとを。あましくあふわねを。尚齋い
その志のあつき小感下。その勞を謝しをり。

瀧長愷妻

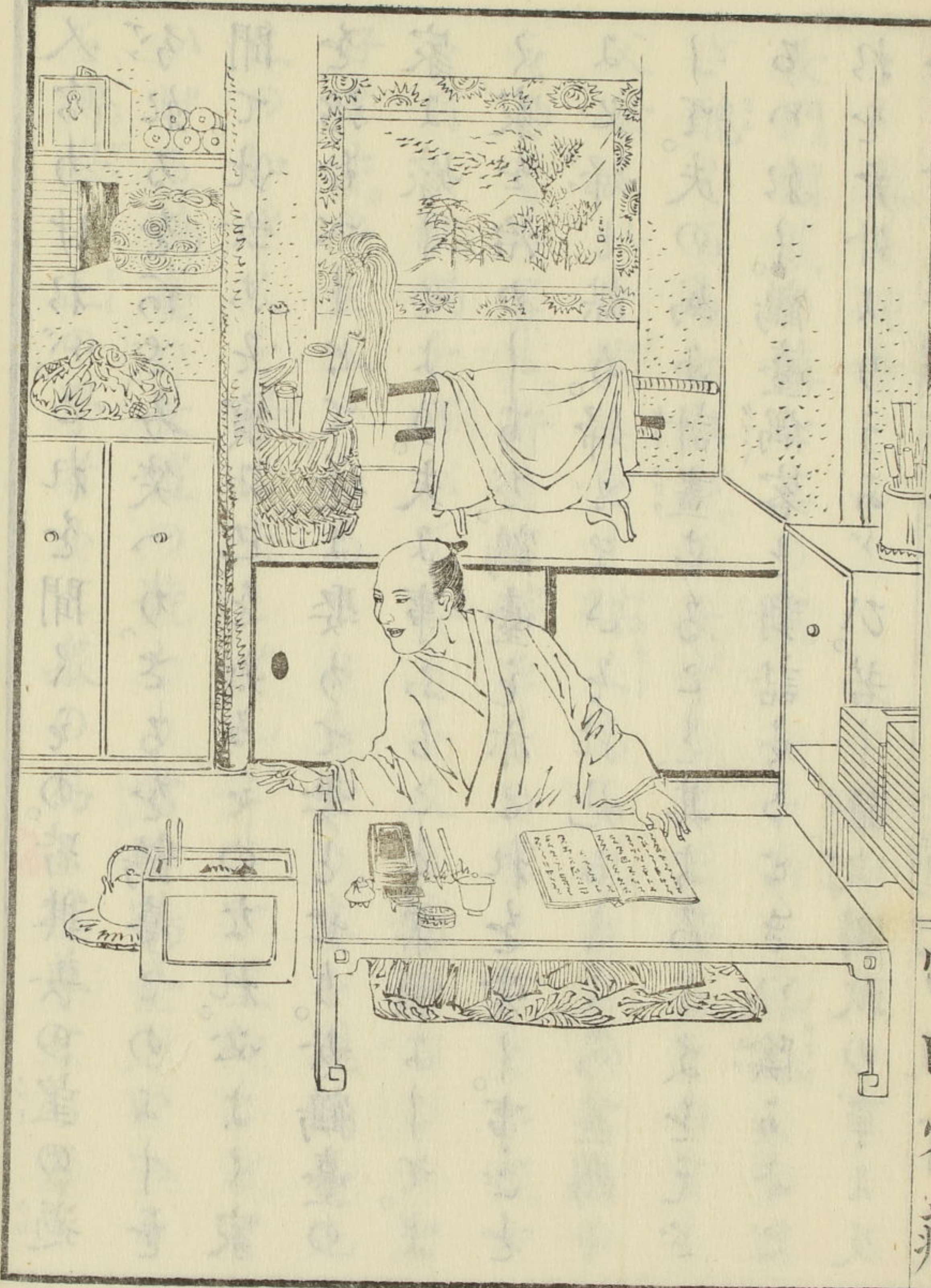
長門國萩の藩士某の家より女子あり。容姿をなほ
ど醜くありしが。年長ずるまで娶るそのなし。
父母これを憫み。之を媒人あらば。多しひ貧賤の
をのぢりし。許して嫁せしめせとおもへど。女
を自ら配偶を擇びて妾あり小人に嫁せしむるを
好まず。平生人小のあつるやう。妾を瀧鶴臺先
生の如き人を得て。夫とせんことを望む。とぞい
ひける。鶴臺は長愷の號なり。當時鶴臺といへる
を博學方正の學者にして。衆の爲に推尊せらるる

人なりければ。これを聞くその。皆其女の望の過
分なるをいざみ笑つわ。さるを鶴臺このよきを
聞て。此女おそ實小己を知るそのなれ。必よく家
を治むべしとて。遂に娶りて妻とせり。女鶴臺の
家より嫁してより。夫より事あること柔順にして。よ
く家を治めしむ。鶴臺も亦これを愛し。事ごと
く必婦と謀り。婦もまこと此見るところ甚高く
して。夫の爲小計畫すること。其よろしきをえざ
るいなし。鶴臺偶客と對話するとき。陰にふこ
ねを戶外よりうらひ。若し語次國政の事より及

婦人鑑卷之三十三
宮内省藏

瀧の妻絲球を
落す

楓湖
潘



如
如
金
卷之三十三
宮内省藏

べぢ。後小くまを諫め。或ハ忌憚キハヤ小觸るゝの恐れ
 うらゝむるなど。小心セウシン翼翼。其注意いまらざる事
 なすのわき。あくて居ること數年一日のごとく。何
 る日。事ニ從ふのとき。誤アヤマチて袖中より赤絲をらる
 めをる毬マ子をおとせり。鶴臺怪ニしてこれを問
 ひし。婦羞ハッる色ハわけてこゑふるやう。妾メカ此愚昧
 つね小事をとる小過多アヤクチ。故ニその過を少なく
 をむことをねをひ。赤白二個の絲毬マを製して。袖
 中ニをさめおき。そレ惡念ニのねこるときハ。赤絲
 を添へてこれを結び。善念ニの萌キをさまじ。白絲を

加へて結びをる小。一二年のはどち。赤毬マ益ア大き
 くなりて。白毬マいざらニ多きを加へざりき。夫よ
 わいをく自省して。謹慎を加へし。あぢ。近きころ
 ハ漸く赤白二毬マの大きさをなすと小なりぬ。
 これ全く良人の善行ニ化せられし。ふよなり。さ
 れど未レど白毬マの方。赤毬マより大なる夫と何ニ
 ぞざるわ。いとも慙ハッべき事ニ侍り。と申ハて袖中
 より一個の白毬マをとりひきして。志ニめし。これぞ。
 鶴臺大よそのたし。あとの何ニつき小感ト。自ら省カ
 みて。益其徳をさめしとぞ。

黒柳孝女

黒柳孝女。紀州徳川家の附家老。安藤氏の家士
 松本定章サカタチキヲの妻なり。父を本藩の士班シバンにて。黒柳重
 之といへり。いとむさひき時より。怜悧レウキの聞えあ
 りて。遊戯イウキを好まず。おほよそ婦女のらるるべ
 き事。ひと度ならへば。わするることありき。稍
 長トて後。定章の家よ適き。その夫小法コホウなるを
 もとよみおて。舅姑シヤウトシヤウコもつらふるも。いとまめく
 く。法ねよ人の善事を。聞くことを樂タノシみて。人
 むをあらうり。人の艱苦を見て。これを憫アハレ之。これ

を恤アハレ之。家法をまもりて。儉約をつとめけむ。さ
 むのりやたらなるらら。好らねど。まづ一々小
 ろる。一むこと好く。一家輯睦シツボクして。くらすうち。舅
 姑をさよだちて。世を卒へ。その後夫よをかくを
 一ある。その歎きひと。おさ好らず。さて後。をよ
 家ををさめ。男女の子を。おどてや。おひ。法ね小
 男子ふを。一ふるおひ。公を先よして。私を後よし。
 公の事よ。たとひ親の疾小遭アハふも。顧カハシみる。こと
 勿れといひ。女子小教ふるよ。女を法ね小柔順
 よして。父母舅姑夫よつら。子を教へ。儉を法と

むるをわの職分とせよ。とぞ教へきる。あつち
たれば。男女の子いづれもあくまゑた乃もく
さるえり。又夫小おくれし後を。名をあらさの
て松光とよび。風流よろろをよせ。月花を遊び。
古歌を誦するを娛タケとなし。あるを佛經を唱へ
て考妣ナキチの冥福ミヤフクを追吊ツキナリするなど。いと殊勝トクショウの行ひ
ありし。卓識タクシキありて。あとおさもあき空理カラリも迷
ひ。後世を祈るなど。乃事とてをなかりきり。

美濃部伊織妻

徳川幕府の旗下小。美濃部伊織といふ侍サマありけ

り。その妻るむも。安房國朝夷郡真間村なる内木
四郎右衛門の女あり。十四歳のころ江戸小いで。
尾張侯の奥室小仕事し。年へてのち。廿八歳よて
伊織の妻となり。男子をうめり。これを平内とい
ふ。む資性シキ柔順ユウジュンよして。よくその夫小仕へ。家よ
祖母あわりる。これよをいと称むおろよつら
へけり。ありしほど小。夫伊織を公用よて。京都
の二條城小在勤せし。ある時同僚下島某小辱
めしめられ。忍びおねて。つひよ又傷ニシヤラを罪よよ
り。家祿モツを没し。格式を褫ハられ。越前の丸岡藩小無

期の禁錮となり志あざるむお歎きひとあたる
 らず。志むのほどち。朝夕涙ふふし沈みて何の
 しららしあや。さて何るべきならねバ。家財雜
 具をうりばらひ。祖母ハ夫伊織お弟の家小何を
 バ。その身を幼兒をつれて。生國安房の真間村小
 歸りて。あらき月日を送るうち。幼兒平内の五ツ
 の年。疱瘡を病みて世なくぬ。そのころ
 祖母を江戸より來りて。同居せしあざ。孫んごろ
 小いたまりてつあつるよ。を亦ほどぬく身
 まかありあざ。いまの身ひとつよて。他の累もぬ

く。ひまどと一おいさるよを何らねむ。尋常のも
 のならぬ。操を守ることもおぼつあなきを。るむ
 いさ。あ志を撓もぬ。ふた。び江戸小いで
 て。黒田家の奥室小法あへ。それ俸金を貯へて。美
 濃部家祖先の祀を怠らず。固より公事小勉勵せ
 しあバ。あつく庸あられて年月をかさね。三十餘
 年一日乃如く事へしはと小。いまを年ねひて身
 のは。うらねもねをふま。ぬらぬよ。暇をこひ
 てふ。び故郷小歸りしあ。その翌年夫釋され
 て江戸小歸きり。こよおひてるむ喜類ひなく。

年久しく勉め勵みて。多くもへたきる金錢をた
づさへて。夫の許よいたり。そをもて所用のものを
どもをかひ求め。ふまゝび伉儷を全うせしむ。
幕府その貞節を賞して。白銀十枚を下賜せられ
けり。こを文化六年十月の事にて。此時伊織を七
十二歳。むち七十一歳なりとぞ。實は珍らしき
事なりけり。

稻生恒軒妻波留子

もる子を江戸の久みて。氏を河瀬といひ。父をバ
外記とよべり。いとをれきより繼母よはへて。

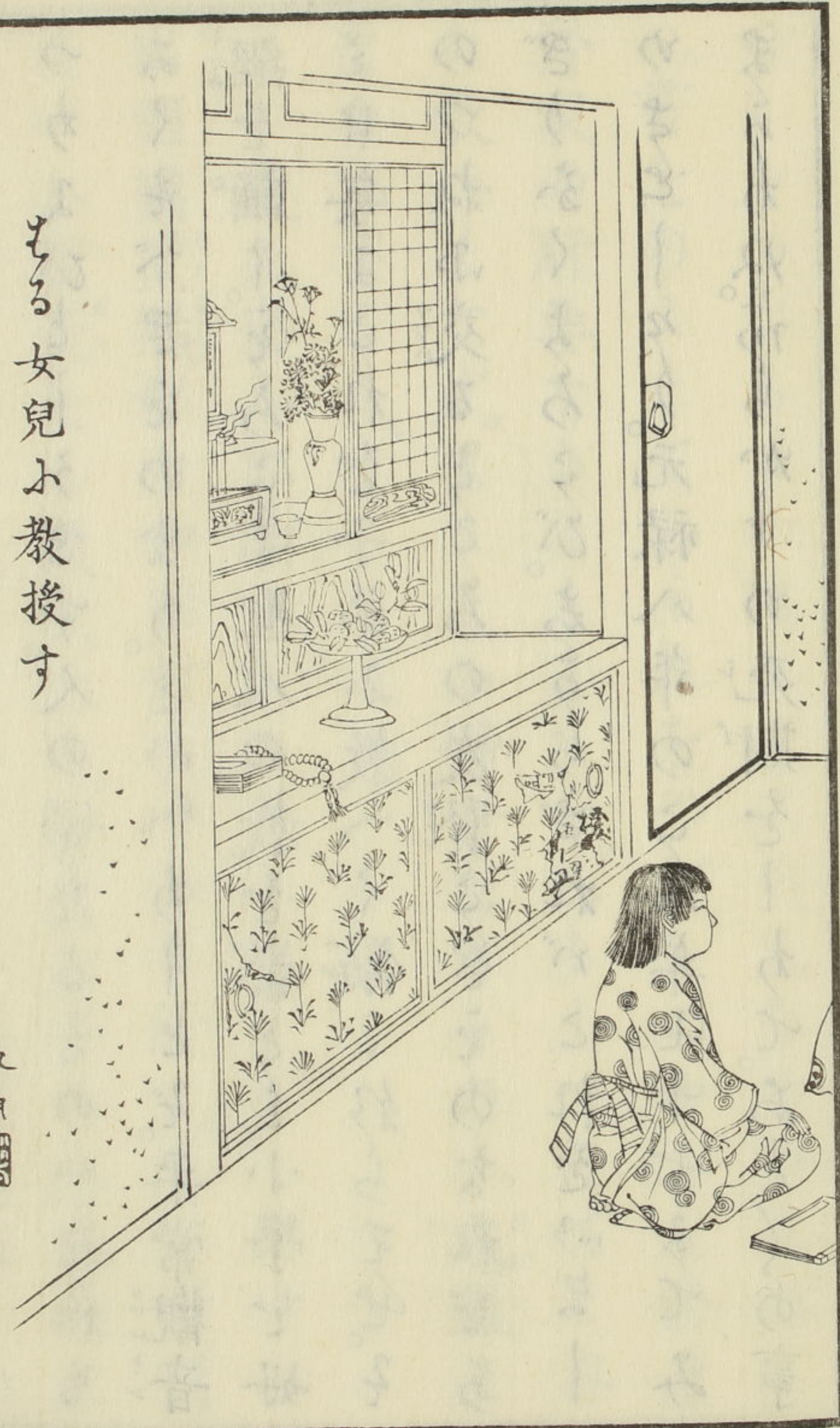
祢をばるること。實母よつゝふるおごとく。孝
順おして。つ祢よ其あゝろをよろこむしめける
を。繼母の身あかり後を。その所生乃をきり兒
どもを育しめむ。家事を理めて急るふとれく。
勉めはぎめあり。その後稻生恒軒よ嫁して。よ
くその身を法くし。柔順貞操の聞えあり。あつ
て舅姑の大坂よ何かり時ハ。法ねよ消息おこた
らず。のち淀お移りきと。その身も江戸よりのば
りなる。此時舅を已よ身まのまれば。姑おつ
かへて孝養を盡せり。はる子性質奢侈をなくと。

儉素をこのとしかど。つね小人の爲不益あること
 とふ力をつくしてきまけすくひ。その婢僕を
 つらふよも慈愛を専らとして。恩恵を加へるあ
 ば。これありらびてつらへり。万々女工をよく
 して。補綴裁縫のおとどと。いさゝくあも人手をか
 らず。これみづうられつとめと好し。またよとか
 ぎの道よもくららねぢ。日々往來の書信よも。
 貨器の贈餽。及び衣服器物の調製まで。委らるる
 簿冊も登記して。いさゝくあも遺棄することあり。もる子
 五歳の時母を喪ひ。その事蹟を詳らるるよも

ねきをうねへ。よりく人よ問ひ質して。畧其世系
 乃始末。及び性行内治の何とを知ることとをえ。こ
 きをかきあるして七巻となしぬ。凡そ婦女たる
 ものの。父母舅姑も事あるさま。修身齊家の道も。
 おとどくこれよ具もきり。かゝる婦徳を備へけ
 きば。その行ひも至りてえ。ものごとくおつこ
 ふらく。よく内ををさめて。夫をたすけ。もも祖先
 の祀を怠らす。忌日よいり好らす供饌香花など。
 みづうらあまきとどわまの好ひ。時として珍ら
 き果など獲ること何まぢ。あからずまづこきを

もろ 女兒小教授す

榎湖



祖先の靈レイふ供イし。而シテして私の親族の忌日イミヒの。こころは悼イタし慎ツツシむまでふて。おれを祖先舅姑ケイコのまつわらひとしようをす。人の婦たるものハ。たれもあくまべきさそのなり。といへわしとぞ。平常ヘイジョウ觀クワン音オン經キヤウを誦ズし。とろこし聖人の教を崇タカとと。小學コウガクを好コトし。日毎ヒトヒよこれを子弟シテふ教へく勵カシとせ。そのつねふ交マシるととろの友トモ賢カシとせそのなれざりふくよろこび。あつらざればこれをひまゝめさとしり。元禄八年のころ。年七十七ナナジチみてみまのわぬ。何ナニらかトの死シ期キをシわて。あつくの事

どもをつむらふ小記コキしとせめ。又その子及妹コノミナトイモの書カキをのこしてわのれをつぎ。その中ナカよも修身シユシン齊家サイカの肝要カンヤウなることどもを。あるしつけてこれ小教コウカウへしなど。まこと小婦女コメウメたるもの。龜鑑カガミとなまべくこそ。

農夫忠五郎妻

出羽國置賜郡中和田村オウエノクニミタノチヌダムラといへる所トコロ也。忠右衛門といふ富豪フクヤウなる農民あり。そまが子を忠五郎といふ。廿三歳のころ。鄰村ナリムラの何ナニる農家ノウカより。妻メケを娶ムスりてをのころをうませ。一家輯睦シツボクして暮クしける

小。その子の二歳をこのあゝなれるころより。忠五郎ふと癩病ライビキウふこのあ。面部カホや腐爛フランして。臭氣シウキをれいぶりのあはまきバ。兩親すら厭イひとほざある小至まるを。妻を少くもこれをいときらふことなく。よる晝あゝるを盡して。ひさまわつゝある。忠五郎もその志コシの切セツなるを感カず。ある時妻もむあひて果たりたるを。たのれゆのなる因縁インエンなれど。かゝる惡疾アクヤクは罹りて。父母もさへ疎コト遠トざけらるゝ。至れるを。ひとり汝が深切なる介抱カイボウもあづゝあること。たとひ命ををわて後も忘る

べあらず。いまい病勢日小そへて。重オモかり申くあゝちすれば。此世もあるえ久しうらド。まゝこの後ひさねがらへきりとも。よの人のまどらひを。あねをぬことなれば。せめてい罪業ザイゴフ消滅セウメツのため。剃ライ髮ハツ深衣センエの身とねりて。來世を助タスけらむとねをふなり。されが汝は僅ワザに十八歳の若き身なれど。ひあならん人よを嫁して。後のさあえをはあねあ。たのれ汝の身のおちつきを聞クくうへ。こゝろ安やすく身みまのわたと。涙なみだおられてひひたれど。妻を暫しばしいぬゝ志こころづゝ。答こたへだよえをざわい。とを

ありありて涙をばらひ。さていふやう。女の身と
して一度夫と定めし上ハ。きとひいあねるうき
めをみるもいあであひとひ侍るべき。わらハ今
君を見さて。他よあバ。誰あわてう病をこと
わ。行末をも見とゞをまわりすべき。なとうち歎
げバ。忠五郎も其うろざしを感ド。さらバとを
あうも。そおとのうろよ任まべしといふ。妻
いよろらびて。一層心を盡して仕へるよ。程も
なくやと疲れて。身まあわたり。妻をえとよあ。父
母の歎きもひとあならねど。さてあるべきね

らねど。野邊のおうり。えことまて。のち。日毎よ
幼子を養育し。舅姑もつあふるその際も。亡夫
の墓参を怠りなく。朝夕佛事のはる他事あわ
しあ。きのふきふとおあほど小。一周忌を過し
るど。忠右衛門夫婦。亡子の妻を側近うよびてひ
ひらるち。是まで忠五郎の看病といひ。我等への
孝行といひ。報ゆる小辭あし。幸ひそとも年わあ
きことなれば。我等が養女とあし。あのねるとこ
ろへを再醮せしめて。いさうあこれまでの苦勞
を慰むべし。さて孫の松太郎をぞ。乳母をとわて

撫字をいめ。成長の後を此家を繼ぐめんといへば。寡婦の涙を流し。こそたをひもあらぬことなかり。わらひ當家へ嫁してのち。舅姑をこゝろ實の父母といたのときこえ奉れ。されば今更他家小ゆき。ふまゝび男よまみゆる事。をこひ死をともうけひき侍らば。夫忠五郎身まのわてのちは。さこそ便好うおもすらめ。今も夫よかそわて。父母への孝養をたくり。松太郎をもをわそぶて申べし。とてうつくひ好とけまば。忠右衛門夫婦も其貞節を感す。それよかりまをく何それとをわけ。實子

のやうふぞおもへり。あつて松太郎も今も生長して。十九歳よもなわらるよ。生質温厚篤實。よて。祖父母を尊敬し。母よはのふるよ。よく孝をつくりをれば。鄰里郷黨その篤行を感す。松太郎を推して村長となし。その家まをくごまをさのえけり。これまよく忠五郎の妻の貞節よ基のて。忠五郎が不幸のその一身ふまをまわ。幸福を子孫に遺せること。決して偶然よ何らざるなり。

綾部道弘妻志知子

志知を豊後國杵築人。小林政次の女なり。其父歿

して後。兄三友ととをふよく母よつらふ。三友、學問を好みてつ祿よ書をよとふ。たのづから薫陶せられて。稍詩文よ通じ。義理を解せり。三友の同僚綾部道弘を。無二の朋友なりしを。志ちを以てこれ小嫁せしめけり。志ち道弘の妻となりて後。柔順よし。てよくその夫よつらへらる。その里。うらまえて。不幸の事どもうちつゞぎ。又夫よもおくれし。悲歎のあまり。積塊の病よ罹りて。起つこと。あらず。されど日夜その子安正を側近く招きて。經史を講せしめ。その義理を

質し。女兒よ。假字本の教となるべき。そのをよとならせなど。教育ふ。あつるを。ちね。又風雅を好みて。花の朝。月の夕。詞人をまねきて。詩賦を。えて。何そ。びふ。身久しく病。小わづらへ。とを。ま。為。ね。ふ。く。づ。を。ま。ず。精神。爽。あ。よ。て。正徳元年の秋のころ。六十三歳。よ。て。身。ま。の。り。ぬ。その資性の柔順。寛大。ありし。を。以。む。何。る。時。婢。よ。む。あ。ひ。て。素。湯。を。と。め。し。誤。て。熱。湯。を。と。め。し。あ。ぢ。を。の。小。指。頭。を。焼。爛。せ。し。も。な。ほ。その。器。を。放。た。ず。傍。ら。よ。少。女。の。あ。み。ひ。さ。し。て。ありし。

お。あわたゞしく母のせとふゆき。その器をこひ
とり。婢の鹿忽を戒め。母よむらひて。ひあなれば
むやくその器をばむなちたまむざりし。とひへ
ば。たゞわらひて何事をもひもでやとたりとぞ。

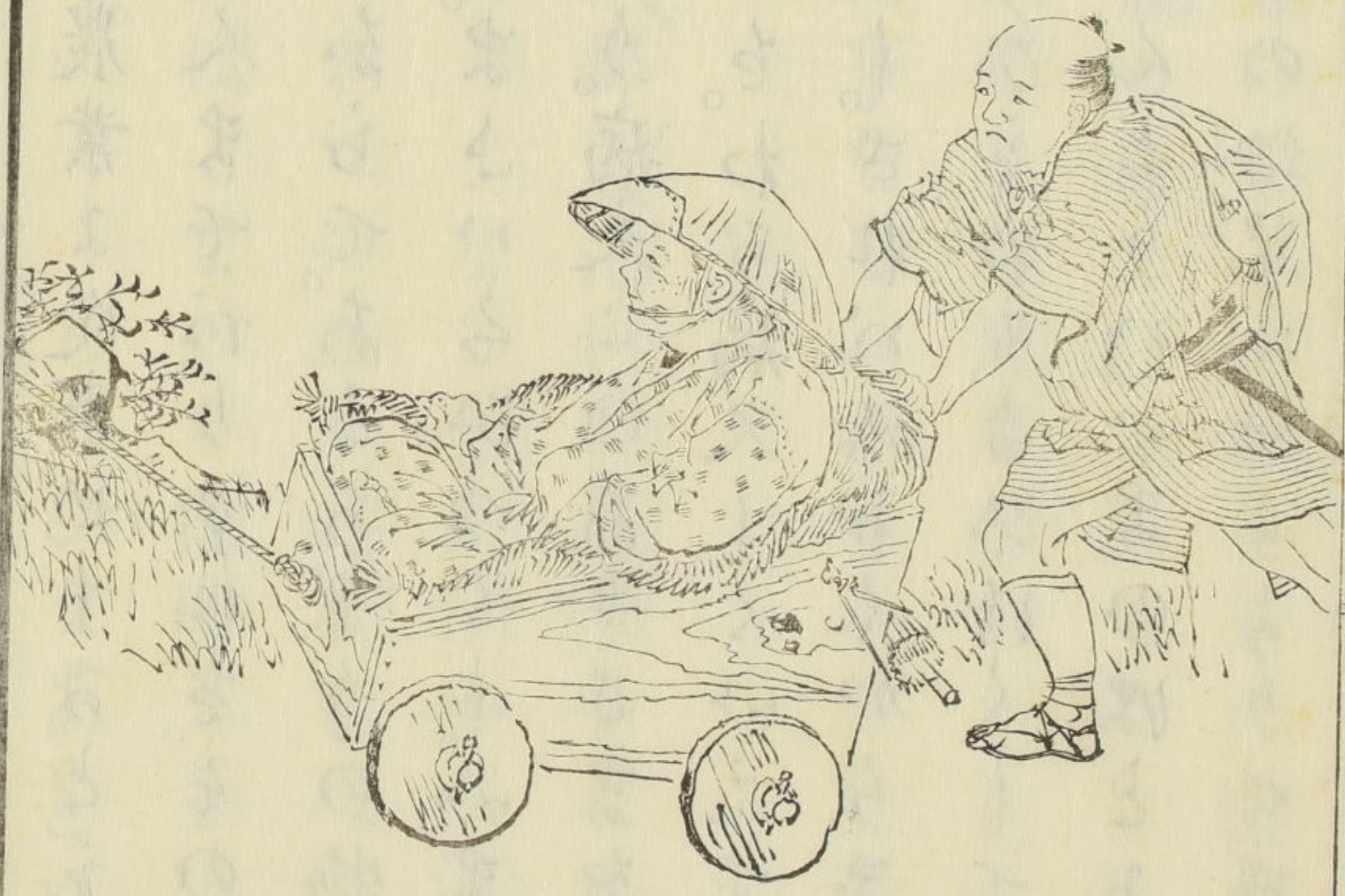
佐璵女

さよの常陸國茨城郡蘆沼村の農。伊平太の妻な
り。固より貧しきらしくなるを。夫伊平太濕瘡よ
わづらひ。年をさねてひえず。起居も人手を
らざれど。何たもぬほどなれど。佐璵よるひる看
護しておくらたらず。いさゝかのひまあまむ。とづ

のら鋤鋤をとりて。農業より従事せしむと
をさなき子さへ二人まで有りなれど。そのまた
らきも。おとふまゝあらで。あるべきりの物をば。
病夫の薬價もあて。まゝいふつくし。ひまひせ
んすべなきよ及べり。病夫このありさまをきて。
さよふあさりなるを。わが病久しくひえず。命の
ほどもむらひがふし。されば汝らくからきめこ
て。さよものも着せ。らひものもらひはくして。おの
れとこそ小餓死せんよりい。いまのほど小他家
に嫁しなむ。ふさりの幼児も汝よりて成長す

さよ病夫の
車を挽て旅
行す

櫻胡画



るあとをうべし。これわがねがふところなり。と
 つへば。さよ涙をぐらにみひらるる。みまさら節
 を改めて。人よ嫁せんほどならぬ。始よりこの
 辛苦をばし侍らど。たとひとをふうゑ死ぬとも。
 そのこと小を従ふまどとて。いなびしや。伊平
 太もその後ちその意よ任せてやとぬ。のくて後
 ところのものをすめふより。奥州磐城の温泉
 に入浴をおもひたち。人よ乞ひて畚のごときも
 のよ車をあつけらるるを製り。これよ病夫を扶け
 のせ。たのれいをさかぶをいだき。草車を輓きて

旅だちし。道いとどはくして。まのどらねが。な
 らぬ道小足を痛め。草鞋よい血あえて。めもあ
 たらきぬさまなれを。見る人ごとくあまれとて。
 山阪などふらされる時を。力をそへてあすけひ
 くものも有りし。は。日數へく温泉よ至り。日々
 又浴しける小。その効著るく。十日むのりを経て。
 全くみえよきり。これを聞く。その。さよら貞節の
 誠實をほめ。のりり。この事水戸の藩廳
 よ聞え。やぶてその租稅徭役をゆるされ。米若干
 を賜もりて。その貞節を賞揚せらきぬ。

